第一項第二号㈠中「（当該状態を監視する部分が故障した状態を含む。）が継続した場合」を「が継続し又は当該状態を監視する部分が故障した場合」に改め、同⑵中「空中線電力が」の下に「設定値の」を加え、「輻射」を「輻射（ふく）」に、「ホの変調信号の項」を「ホの表変調信号の項」に改める。

第二項第一号中「（当該状態を監視する部分が故障した状態を含む。）が継続した場合」を「が継続し又は当該状態を監視する部分が故障した場合」に改め、同号㈡中「空中線電力が」の下に「設定値の」を加え、「ニの変調信号の項」を「ニの表変調信号の項」に改め、同号㈢中「㈠の角度の設計値の三・七五パーセント以上となつた状態」を「、次に掲げる値のうちいずれか大きなものを超えて変動した状態」に改め、同㈢に次のように加える。

(1)　㈠の角度の設計値の三・七五パーセントに相当する値

(2)　角度偏位感度が無線設備規則別図第十一号に示すところによるものと二五パーセント異なることとなる角度の値

第三項第二号中「空中線電力が」の下に「設定値の」を加え、本則に次の一項を加える。

四　前各項に定めるもののほか、ＩＬＳの無線局の無線設備の技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第一巻の定めるところによる。

○総務省告示第三百十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の九の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第二百三十七号（電波高度計の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日　　総務大臣　原口　一博

第一項の表中「（±）一五度」を「（±）二〇度」に改める。

○総務省告示第三百十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十九の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第二百四十二号（ＩＬＳの無線局の無線設備の技術的条件について特例を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日　　総務大臣　原口　一博

第一項中「第四十五条の十八」を「第四十五条の十九」に改め、「ローカライザ」の下に「又はグライド・パス」を加える。

第二項第一号中「（ロを除く。）」の下に「並びに昭和五十一年郵政省告示第二百三十三号（ＩＬＳの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）第一項（第二号㈡⑵を除く。）及び第四項」を加え、同項第三号に次のように加える。

㈢　一の電波の搬送波周波数と他の電波の搬送波周波数との間隔は、偏差を含めて五kHz以上一四kHz以下であること。

第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号を次のように改める。

4　監視装置及び制御装置は次の条件に合致すること。

㈠　監視装置は、空中線電力が設定値の八〇パーセント（輻射（ふく）される電波が無線設備規則第四十五条の十二の七第一号イ及びロ並びにホの表変調信号の項の規定に適合する場合においては、設定値の五〇パーセントから八〇パーセントまでのいずれか）以下となつた状態が継続し又は当該状態を監視する部分が故障した場合において、その旨を表示することができること。

㈡　制御装置は、㈠の場合において一〇秒以内に電波の発射又は変調信号及び標識信号の送信を停止することができること。

本則に次の一項を加える。

三　第一項のグライド・パスの技術的条件は、次のとおりとする。

1　無線設備規則第四十五条の十二の七第二号（ロを除く。）並びに昭和五十一年郵政省告示第二百三十三号第二項（第一号㈡を除く。）及び第四項に規定する条件に同じ。

2　送信設備は次の条件に合致すること。

㈠　一の電波の九〇ヘルツ及び一五〇ヘルツの周波数の変調信号の位相は、他の電波の九〇ヘルツ及び一五〇ヘルツの周波数の変調信号の位相とそれぞれ二〇度以内で合致すること。

㈡　一の電波の搬送波周波数と他の電波の搬送波周波数との間隔は、偏差を含めて四kHz以上三二kHz以下であること。

3　監視装置及び制御装置は次の条件に合致すること。

㈠　監視装置は、空中線電力が設定値の八〇パーセント（輻射（ふく）される電波が無線設備規則第四十五条の十二の七第二号イ及びロ並びにニの表変調信号の項の規定に適合する場合においては、設定値の五〇パーセントから八〇パーセントまでのいずれか）以下となつた状態が継続し又は当該状態を監視する部分が故障した場合において、その旨を表示することができること。

㈡　制御装置は、㈠の場合において六秒以内に電波の発射を停止することができること。

○総務省告示第三百十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の五第一項第三号の規定に基づき、昭和六十三年郵政省告示第八百七十二号（航空用ＤＭＥの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日　　総務大臣　原口　一博

本則に次の一項を加える。

三　前各項に定めるもののほか、航空用ＤＭＥの技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第一巻の定めるところによる。

○総務省告示第三百十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の五第二項第三号の規定に基づき、昭和六十三年郵政省告示第八百七十三号（航空用ＤＭＥ／Ｐの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日　　総務大臣　原口　一博

本則に次の一項を加える。

三　前各項に定めるもののほか、航空用ＤＭＥ／Ｐの技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第一巻の定めるところによる。

○総務省告示第三百十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の六第五号の規定に基づき、昭和六十三年郵政省告示第八百七十四号（ＡＴＣＲＢＳの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日　　総務大臣　原口　一博

第二項第二号㈠中「設備規則」を「無線設備規則」に改め、同号㈢中「レベル４」を「レベル５」に改め、同号中㈥を㈦とし、㈤を㈥とし、㈣を㈤とし、㈢の次に次のように加える。

㈣　ＡＣＡＳを合わせて装備する場合にあつては、無線設備規則第四十五条の十二の六第三号ロ⑵に掲げるモードＳの質問信号に対する応答回数のうち、毎秒三回以上を別図第二号に掲げる様式番号０又は16の様式を用いた応答信号による応答とすることが可能であること。

本則に次の一項を加える。

三　前各項に定めるもののほか、ＡＴＣＲＢＳの無線局の無線設備の技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第四巻の定めるところによる。